



熊本県公報

第11909号

平成22年5月21日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 2
- 平成22年6月県議会定例会の招集…………… (財政課) 2
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立…………… (団体支援総室) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 平成22年度陸、海、空自衛官候補生の採用試験受付期間…………… (市町村総室) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 4
- 保安林の指定…………… (〃) 4
- 国土調査の指定…………… (農村整備課) 4
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… (〃) 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住
帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの
とされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… (〃) 6
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更…………… (障害者支援総室) 6
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 7
- 道路の供用開始…………… (〃) 7
- 予算の専決処分…………… (財政課) 7
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 8
- 保安林の指定に関する予定…………… (〃) 9

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 9
- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画・技術管理課) 9
- 平成22年度毒物劇物取扱者試験の実施…………… (薬務衛生課) 9
- 土地改良区役員の選任及び就任の公告 (走潟土地改良区)
…………… (農村計画・技術管理課) 11
- 松橋不知火都市計画用途地域の変更 (宇城市決定)…………… (都市計画課) 12
- 八代都市計画及び鏡都市計画用途地域の変更 (八代市決定) …… (〃) 12
- 八代都市計画及び鏡都市計画特別用途地区の変更 (八代市決
定)…………… (〃) 12
- 鏡都市計画臨港地区の変更 (八代市決定)…………… (〃) 12
- 八代都市計画公園及び鏡都市計画公園の変更 (八代市決定) …… (〃) 12
- 八代都市計画下水道及び鏡都市計画下水道の変更 (八代市決定)
…………… (〃) 13
- 公共測量の実施…………… (監理課) 13
- 基本測量の実施…………… (〃) 13
- 松橋不知火都市計画道路の変更 (宇城市決定)…………… (都市計画課) 13
- 松橋不知火都市計画公園の変更 (宇城市決定)…………… (〃) 13
- 松橋不知火都市計画下水道の変更 (宇城市決定)…………… (〃) 14
- 小川都市計画下水道の変更 (宇城市決定)…………… (〃) 14
- 松橋不知火都市計画土地地区画整理事業の変更 (宇城市決定) …… (〃) 14
- 平成22年度熊本県製菓衛生師試験の実施…………… (健康危機管理課) 14
- たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止
…………… (天草不知火海区漁業調整委員会) 16

告 示

熊本県告示第552号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションさわやか 天草市五和町城河原一丁目58番地	特定非営利活動法人さわやかネット天草	平成22年5月1日

熊本県告示第553号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションさわやか 天草市五和町城河原一丁目58番地	特定非営利活動法人さわやかネット天草	平成22年5月1日

熊本県告示第554号

平成22年6月1日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第555号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出があり、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により次のとおり公示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

義務加入が成立した加入区の区域	漁 業 の 区 分
芦北漁業協同組合の地区のうち芦北町 女島の地区	10トン未満の漁船により主として吾智網漁業を営む漁業

熊本県告示第556号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県八代市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八代市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
八代市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のおりとする。
(「次の図」及び「次のおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第557号

平成22年度陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の受付期間及び応募資格が定められ、試験期日、試験場及び連絡先を次のおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条第1項及び第118条の規定により告示する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 受付期間

(1) 男子

年間を通じ実施する。ただし、平成23年3月中学校・高等学校卒業予定者、中等教育学校の前期課程修了予定者又は中等教育卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。

(2) 女子

平成22年8月1日(日)から同年9月10日(金)までとする。ただし、平成23年3月中学校・高等学校卒業予定者、中等教育学校の前期課程修了予定者又は中等教育学校卒業予定者の受付は、文部科学・厚生労働両省から示された期日以降に実施する。

2 応募資格

(1) 男子

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の男子

(2) 女子

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の女子

3 試験期日

(1) 男子

受付時に指定する。ただし、平成23年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者のための試験は、原則として、平成22年9月16日(木)以降に実施する。

(2) 女子

平成22年9月27日(月)及び28日(火)

4 試験場の位置及び名称

受付時又は受験票交付時に指定する。

5 連絡先の名称及び位置

名 称	住 所	電 話 番 号
自衛隊熊本地方協力本部	〒862-0971 熊本市大江四丁目2番21号	096-366-1271
熊本分駐所	〒862-0971 熊本市大江四丁目2番21号	096-366-1274
熊本募集案内所	〒862-0954 熊本市神水一丁目3番7号	096-384-6330
宇城募集案内所	〒869-0407 宇土市北段原町15番地 宇土合同庁舎2階	0964-23-2047
玉名地域事務所	〒865-0064 玉名市中1908番地2	0968-72-4211
山鹿地域事務所	〒861-0501 山鹿市山鹿417番地	0968-43-7457
菊池分駐所	〒861-1306 菊池市大琳寺239番地	0968-24-2772
八代出張所	〒866-0883 八代市松江町526番地3	0965-33-7001

水俣地域事務所	〒867-0042 水俣市大園町一丁目11番5号	0966-63-5863
人吉地域事務所	〒868-0008 人吉市中青井町320番地13	0966-22-4704
天草駐在員事務所	〒863-0034 天草市浄南町1番13号	0969-22-3349
阿蘇地域事務所	〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4546番地3	0967-22-4575

熊本県告示第558号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字万江乙字向鶴621番1、621番2、621番15、621番3・621番16・622番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第559号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市宮地岳町字山ノ神4087番、字要4131番2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第560号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により阿蘇市及び美里町が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、同条第5項の規定により公示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	指定年月日
阿蘇市	大字宮地の一部	平成22年5月11日から 平成23年3月31日まで	平成22年5月11日

美里町	三加の一部	平成22年5月11日から 平成23年3月31日まで	平成22年5月11日
-----	-------	------------------------------	------------

熊本県告示第561号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
介護予防センター愛生 人吉市南泉田町117	医療法人愛生会	平成22年5月15日

熊本県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
不知火歯科医院	宇城市不知火町永尾786-2	平成22年3月1日
ながた歯科	合志市須屋3101-3	平成22年4月16日

（調剤）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
生活の杜薬局	菊池郡菊陽町辛川496-8	平成22年4月14日

熊本県告示第563号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。
平成22年5月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

（医科）

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
武蔵しもむら医院	所在地		平成21年10月5日
	菊池郡菊陽町津久礼3 600-71	菊池郡菊陽町武蔵ヶ 丘2丁目10-7	

熊本県告示第564号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
不知火歯科医院	宇城市不知火町永尾786-2	平成22年2月28日
片山歯科医院	合志市須屋3101-3	平成21年11月19日

熊本県告示第565号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称、事業所の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人 志友会 くまもと芦北療育医療センター短期入所事業所	事業所の名称	芦北学園発達医療センター短期入所事業所	くまもと芦北療育医療センター短期入所事業所	平成22年4月1日
社会福祉法人 志友会 くまもと芦北相談支援センター	事業所の名称	芦北学園相談支援センター	くまもと芦北相談支援センター	平成22年4月1日
社会福祉法人 志友会 相談支援事業所 けやき	事業所の名称	けやきホーム相談支援事業所	相談支援事業所 けやき	平成22年4月1日
社会福祉法人 荒尾市社会福祉事業団 荒尾市長浦通勤寮	事業所の住所	荒尾市増永2299番地2	荒尾市増永2299番地15	平成22年4月1日
社会福祉法人 荒尾市社会福祉事業団 荒尾市長浦通勤寮 共同生活援助事業所	事業所の住所	荒尾市増永2299番地2	荒尾市増永2299番地15	平成22年4月1日
社会福祉法人 慶信会 第二城南学園多機能型事業所	事業所の住所	下益城郡城南町藤山1263	熊本市城南町藤山1263	平成22年4月1日

熊本県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成22年5月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 2079番地先から 同所 1011番1地先まで	前	3.7 ～ 19.6	1,082. 4	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	11.5 ～ 32.8	1,077. 0	

2 区域を変更する期日 平成22年5月21日

熊本県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年5月21日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	横野矢部線	上益城郡山都町三ヶ字金福寺 182番1地先から 同所 204番1地先まで	89.3	地基創 改(バイパス 発生)

2 供用を開始する期日 平成22年5月21日

熊本県告示第568号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成22年5月13日付けで専決した平成22年度熊本県一般会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 10 号

平成22年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

平成22年度熊本県の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199,731千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ715,632,907千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年5月13日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		97,456,917	11,907	97,468,824
	1 国庫負担金	38,378,823	11,907	38,390,730
2 繰越金		27,946	187,824	215,770
	1 繰越金	27,946	187,824	215,770
歳 入 合 計		715,433,176	199,731	715,632,907
歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農水産業林費		59,549,043	199,731	59,748,774
	1 農業費	14,548,971	83,461	14,632,432
	2 畜産業費	3,295,292	116,270	3,411,562
歳 出 合 計		715,433,176	199,731	715,632,907

熊本県告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県上天草市大矢野町維和字桐ノ木3168番、3170番から3172番まで、3173番2、3175番、3223番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桐ノ木3168番・3170番から3172番まで・3175番・3223番
(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第570号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字柿川原3404番、3406番1、河浦町崎津字月ヶ浦912番、913番、919番1、919番2、945番、947番、948番、951番1、956番、957番、960番、961番、963番、963番2、964番、965番、字浅リ山1073番、1075番、1076番1077番2、1082番、字中ノ迫1085番、1087番1、1089番、1090番2、1091番1、1092番1、1093番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字月ヶ浦956番・960番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第265号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
水俣市月浦字新開851番、同900番及び同字出月928番1
4, 475.78平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
水俣市陣内一丁目1番1号
水俣市土地開発公社

熊本県公告第266号

八代市に事務所を置く八代平野南部土地改良区理事長松下健一から平成22年4月23日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年5月12日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第267号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号、以下「省令」という。）第8条の規定により公告する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験の日時及び場所

(1) 日時 平成22年8月3日(火)午前10時から正午まで
なお、台風等の影響で試験を実施できない場合は、平成22年8月17日(火)に延期する。

(2) 場所 熊本県立熊本農業高等学校 熊本市元三町五丁目1番1号

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、そのうち1種類を選択するものとする。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験(以下「一般試験」という。)
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験(以下「農薬用品目試験」という。)
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験(以下「特定品目試験」という。)

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

- (1) 年齢が18歳に満たない者
- (2) 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として省令で定めるもの
- (3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに筆記試験及び実地試験を行う。

(2) 試験の範囲

次表のとおりとする。

	筆 記 試 験	実 地 試 験
一般試験	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質並びに貯蔵 その他取扱方法	
農薬用品目 試験	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の 識別並びに取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び 劇物の性質並びに貯蔵その他取 扱方法	
特定品目 試験	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及 び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性 質及び貯蔵その他取扱方法	

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求

受験願書は、熊本県健康福祉部薬務衛生課及び県下の各地域振興局保健福祉環境部衛生環境課(保健所衛生環境課(熊本市の保健所を除く。))で配付する。なお、郵便により受験願書を請求する場合は、120円分の郵便切手を同封のうえ請求すること。

(2) 受験願書受付期間

平成22年6月14日(月)から平成22年6月25日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送による場合は、平成22年6月14日(月)から平成22年6月25日(金)までの間の消印があるものを有効とする。

(3) 受験願書提出先

原則として居住地を管轄する地域振興局保健福祉環境部衛生環境課(保健所衛生環境課)とし、熊本市及び県外居住者にあつては熊本県健康福祉部薬務衛生課とする。

(4) 受験手続

受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。

- ア 受験願書に、本籍(都道府県名のみ)、氏名、生年月日等を、かい書ではっきりと記入すること。
- イ 受験願書に、写真1葉を貼付すること。この写真は、提出前6箇月以内に撮影したもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルの上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。また、この写真の裏面に氏名及び

生年月日を明記すること。
ウ 受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼付すること。

なお、納付された受験手数料は、返還しない。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、受験者へ送付する。

7 解答及び合格基準の公表

平成22年8月10日(火)午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部(保健所(熊本市の保健所を除く。))に解答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

8 合格発表等

(1) 合格発表

平成22年9月3日(金)午前9時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び県下の各地域振興局保健福祉環境部(保健所(熊本市の保健所を除く。))に合格者一覧表を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

合格者には、本人あて合格通知書を郵送する。電話による合否の問い合わせには一切応じないものとする。

(2) 合格証の交付

平成22年9月3日(金)から平成22年9月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の期間に、受験願書を提出した機関において交付するものとする。

9 問い合わせ先

熊本県健康福祉部薬務衛生課

郵便番号 862-8570

熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2242

※ 平成19年度から、九州各県では、試験日及び試験問題を統一して試験を実施しております。

熊本県公告第268号

宇土市に事務所を置く走潟土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により公告する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	田代 和臣	宇土市走潟町2391番地
理事	米村 政人	宇土市走潟町676番地
理事	重元 幹男	宇土市走潟町1311番地
理事	芥川 聡明	宇土市走潟町1308番地
理事	芥川 弘光	宇土市走潟町1730番地
理事	重元 公	宇土市走潟町2262番地
理事	境 哲男	宇土市走潟町2553番地
理事	斉藤 利生	宇土市走潟町170番地
理事	斉藤 至	宇土市走潟町2659番地
理事	河島 義幸	宇土市馬之瀬町84番地
理事	福島 孝男	宇土市三拾町738番地
理事	平江 益喜	宇土市三拾町296番地
監事	白石 健次	宇土市馬之瀬町406番地
監事	斉藤 義美	宇土市走潟町2690番地
監事	園村 誠	宇土市走潟町1125番地
就任		
理事	田代 和臣	宇土市走潟町2391番地
理事	小山 節雄	宇土市走潟町515番地
理事	園村 誠	宇土市走潟町1125番地
理事	小山 喜一	宇土市走潟町1438番地
理事	芥川 守光	宇土市走潟町1605番地
理事	境 一紘	宇土市走潟町3115番地
理事	田代 洋一	宇土市走潟町112番地2

理事	宇都宮 勉	宇土市走潟町244番地
理事	斉藤 至	宇土市走潟町2659番地
理事	白石 健次	宇土市馬之瀬町406番地
理事	福島 勝義	宇土市三拾町697番地
理事	平江 益喜	宇土市三拾町296番地
監事	重元 公	宇土市走潟町2262番地
監事	小山 陸夫	宇土市走潟町492番地2
監事	堂上 好宣	宇土市馬之瀬町130番地

熊本県公告第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
宇城都市計画用途地域（宇城市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画用途地域（八代市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画特別用途地区（八代市）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画臨港地区（八代市・鏡臨港地区）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第

2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 - 八代都市計画公園 2・2・33号 朝日児童公園
 - 2・2・34号 内田児童公園
 - 2・2・35号 宝出児童公園
 - 3・3・7号 鏡西部公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
八代都市計画下水道（八代公共下水道）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第275号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法14条第1項の規定により同尻土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成22年5月6日から 平成23年7月31日まで	上益城郡嘉島町上島字同尻 周辺

熊本県公告第276号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量（基本重力測量）	平成22年5月17日から 平成23年3月18日まで	熊本市、天草市

熊本県公告第277号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 - 宇城都市計画道路 3・4・6号 港町上ノ原線
 - 3・6・9号 御領高良線
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第278号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 宇城都市計画公園 2・2・1号 大塚公園
 2・2・2号 大野公園
 2・2・3号 御領児童公園
 3・3・1号 久具公園
 4・4・1号 龍燈公園
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 宇城都市計画下水道（松橋不知火公共下水道）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 宇城都市計画下水道（小川公共下水道）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
 宇城都市計画土地地区画整理事業 松橋大野土地地区画整理事業
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 熊本県土木部都市計画課

熊本県公告第282号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条の規定により平成22年度熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。

平成22年5月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時及び場所
 (1) 日時 平成22年7月23日（金）午後1時30分から午後3時30分まで
 (2) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館8階802、803会議室
- 2 試験科目
 試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造技能士で試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち（6）を免除する。
 (1) 衛生法規

- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 栄養学
- (5) 食品衛生学
- (6) 製菓理論及び実技（製菓実技は、和菓子、洋菓子、製パンのいずれか1つを選択）
- 3 受験資格

受験資格は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。ただし、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事しているものは、「菓子製造業に従事」には含まれない。

 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務しているものに限る。以下同じ。）したもの
 - (3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日に3年を超えていたもの、又は法の施行の日後3年を超えたもの
- 4 受験手続
 - (1) 願書の配付

各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送での配付、及び熊本県ホームページからの配信により実施する。

各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、平成22年6月1日（火）から同年6月25日（金）までの午前9時から午後5時までとする。

郵送での配付を希望する者は、あて先を明記し140円切手を貼った返信用封筒（A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）を同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書きして請求すること。
 - (2) 願書受付期間
 - ア 受付日は、平成22年6月21日（月）から同年6月25日（金）までとする。
 - イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
 - ウ 郵便による受験申込みは、平成22年6月25日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。
 - (3) 願書の提出
 - ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、最寄りの保健所に提出すること。（郵便による受験申込み者を除く。）
 - イ 県外に居住する者及び郵便により受験申込みする者については、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きし、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料分分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）あて、特定記録郵便で提出すること。
 - (4) 提出書類等

提出書類は以下のとおりとする。また、提出部数は、保健所に提出する場合は2部、郵送で熊本県健康福祉部健康危機管理課に提出する場合は1部とする。

 - ア 受験願書（第4号様式）
 - イ 菓子製造業従事証明書（3の受験資格の(1)に該当する者を除く。）
 - ウ 菓子製造技能検定合格書の写し（2の試験科目のただし書により「製菓理論及び実技」の試験科目を免除される者に限る。）
 - エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又はそれらの写し（3の受験資格の(3)に該当する者を除く。）
 - オ 写真2葉（製菓衛生師受験願書の提出前3か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6cm、横2.4cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
 - (5) 受験手数料

9,700円（受験願書受理後の受験手数料は、一切返還しない。）
 - (6) 受験票の交付

受験票は、受験願書の受付後、試験前日までに郵送により交付する。
- 5 合格基準

6科目の合計得点が満点の6割以上であること。かつ、各科目の得点が平均点の2分の1（小数点以下は四捨五入）を下回らないこと。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
 - (1) 合格者の発表は、平成22年8月17日（火）午前10時に県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページにも掲載する。
 - (2) 試験に合格した者に対しては、郵送により合格証書を交付する。
- 7 その他
 - (1) 願書の請求及び受験についての問い合わせ先

熊本県健康危機管理課	096-333-2247
有明保健所衛生環境課	0968-72-2184
山鹿保健所衛生環境課	0968-44-4121
菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135

阿蘇保健所衛生環境課	0967-32-0535
御船保健所衛生環境課	096-282-0041
宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
人吉保健所衛生環境課	0966-22-3107
天草保健所衛生環境課	0969-23-0172
熊本市保健所食品保健課	096-364-3188

(2) 試験科目の得点及び合計得点の開示

ア 開示請求先

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により開示を希望する受験者に対して、熊本県健康福祉部健康危機管理課において、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。

イ 開示期間

合格発表の日から1か月間（平成22年8月17日（火）から同年9月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。

(3) 試験問題の開示

出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。

ただし、掲載期間は、1年間（平成22年8月17日（火）から平成23年8月16日（火）まで。）とする。

(4) 合格の取消し

受験申込みに当たって、虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

登載依頼

天草不知火海区漁業調整委員会指示第141号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成22年5月21日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 板 崎 清

1 指示の内容

不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

平成22年5月21日から平成23年3月31日までとする。